

連絡通路の整備方針

- A部
 - ・A部はJR新駅の自由通路と段差なく、適切な構造形式で接続すること。
 - ・接続するタイミングは事業契約後速やかに市と調整を行うこと。
- B部
 - ・B部は市の改修予定の中央体育館西側園路と段差なく、適切な構造形式で接続すること。
 - ・接続するタイミングは事業契約後速やかに市と調整を行うこと。

- ・A部において自転車の進入防止措置を講じること。
- ・JR新駅の自由通路は自転車レーンがあるため自転車通行可能だが、A-B部は不可である。よって新体育館と屋内競技用プールをつなぐ連絡通路間も自転車通行不可である。

- ・連絡通路のうち、緑点線区間は、幅員の半分に片屋根を設けること。
- ・連絡通路には適切な位置に外灯、監視カメラ、及び昇降設備を設けること。
- ・連絡通路の舗装は滑りにくく、耐久性に優れたものとする。
- ・連絡通路の縦断勾配は車椅子利用者等に十分に配慮した計画とすること。
- ・A部とB部を結ぶ連絡通路は24時間通行可能な連絡通路とすること。
- ・本件施設用地内の連絡通路の維持管理業務は事業者が行うものとする。
- ・B部より南側（中央体育館西側園路）は幅員W=5.0m、L=70m、I L B舗装、シェルターW=2.5m以上を予定している。
- ・B部より南側（中央体育館西側園路）については令和3年度に市が実施設計を行い、事業者の設計業務期間中に情報提供を行う。
- ・事業者は市の実施設計内容に対し、色味や欄干形状等において可能な限り合わせる。
- ・令和3年度に市が行う実施設計に則した設計協議を行うこととする。なお、令和4年度に工事を行うが、工事車両等が本件施設用地内を通ることになるため、市と調整を行うこと。

